め、「天井等」の下に「又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物」を、「石綿等」の下に「又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等」を加え、「その粉じんを」を「石綿等の粉じんを」に改め、同条第四項中「石綿等」の下に「又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等」を加え、「その粉じんを」を「石綿等の粉じんを」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。

（現に行われている作業に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の石綿障害予防規則（以下「旧石綿則」という。）第六条第一項各号に掲げる作業についてこの省令による改正後の石綿障害予防規則（以下「新石綿則」という。）第六条の規定を適用する場合においては、同条第二項第三号中「前室、洗身室及び更衣室を設置すること。これらの室の設置に当たっては、石綿等の除去等を行う作業場所から労働者が退出するときに、前室、洗身室及び更衣室をこれらの順に通過するように互いに連接させること」とあるのは「前室を設置すること」とし、第五号中「初めて」とあるのは「この省令の施行後初めて」とする。

2　この省令の施行の際現に行われている新石綿則第十条第一項の規定による保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業（囲い込みの作業にあっては、新石綿則第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。）については、新石綿則第四条、第六条及び第二十七条第一項の規定は、適用しない。

3　この省令の施行の際現に行われている新石綿則第十条第一項の規定による保温材、耐火被覆材等の囲い込みの作業（新石綿則第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものを除く。）については、新石綿則第四条、第七条、第十三条及び第二十七条第一項の規定は、適用しない。

（届出に関する経過措置）

第三条　新石綿則第十条第一項の規定による保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業（囲い込みの作業にあっては、新石綿則第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。）であって、平成二十六年七月一日前に開始されたものについては、新石綿則第五条の規定は、適用しない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十一号

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第二項及び第八条の三第二項並びに調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第十八条の規定に基づき、調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令の一部を改正する省令

調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第百二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表社団法人調理技術技能センター（昭和五十七年七月三十一日に社団法人調理技術技能センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）の項中「社団法人調理技術技能センター（昭和五十七年七月三十一日に社団法人調理技術技能センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）」を「公益社団法人調理技術技能センター」に改める。

第二条の表社団法人調理技術技能センターの項中「社団法人調理技術技能センター」を「公益社団法人調理技術技能センター」に改める。

第三条の表社団法人全国調理師養成施設協会（昭和四十八年七月三十一日に社団法人全国調理師養成施設協会という名称で設立された法人をいう。）の項中「社団法人全国調理師養成施設協会（昭和四十八年七月三十一日に社団法人全国調理師養成施設協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人全国調理師養成施設協会」に、「一丁目六十番五号南新ビル」を「二丁目十三番四号新中央ビル三階」に改める。

第四条の表社団法人調理技術技能センターの項中「社団法人調理技術技能センター」を「公益社団法人調理技術技能センター」に改め、同表社団法人日本調理師会（昭和四十二年十一月八日に社団法人日本調理師会という名称で設立された法人をいう。）の項中「社団法人日本調理師会（昭和四十二年十一月八日に社団法人日本調理師会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人日本調理師会」に改め、同表社団法人全日本司厨士協会（昭和三十四年六月二十六日に社団法人全日本司厨士協会という名称で設立された法人をいう。）の項中「社団法人全日本司厨士協会（昭和三十四年六月二十六日に社団法人全日本司厨士協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人全日本司厨士協会」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定及び第四条の改正規定（「社団法人調理技術技能センター」を「公益社団法人調理技術技能センター」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十三号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第四十九条第一項及び第六十一条第一項の規定に基づき、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令（平成十四年農林水産省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「特例老齢農林一時金」を「特例退職共済一時金等」に、「第四十三条」を「第四十三条の三」に、「第四十四条の五」を「第四十四条の八」に改める。

第一条第五号を次のように改める。

五　特例退職共済一時金、特例遺族共済一時金、特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金、特例遺族一時金、特例通算遺族一時金又は特例老齢農林一時金　それぞれ特例退職共済年金、特例遺族共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金又は特例老齢農林年金の支給に代えて支給される厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（以下「特例年金政令」という。）第二十五条の二第一項の一時金をいう。

第二条中「特例年金給付、特例老齢農林一時金又は特例業務負担金」を「次に掲げる給付等」に改め、同条に次の各号を加える。

一　特例年金給付

二　特例退職共済一時金、特例遺族共済一時金、特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金、特例遺族一時金、特例通算遺族一時金又は特例老齢農林一時金（以下「特例退職共済一時金等」という。）

三　特例業務負担金

第三章の章名及び第三条の二中「特例老齢農林一時金」を「特例退職共済一時金等」に改める。

第四条第一項（見出しを含む。）中「特例老齢農林一時金」を「特例退職共済一時金等」に改め、同条第二項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　特例退職共済一時金に係る請求書にあっては、廃止前農林共済法の規定による退職共済年金の年金証書の写し

四　特例減額退職一時金に係る請求書にあっては、廃止前旧制度農林共済法の規定による減額退職年金の年金証書の写し